**平成２９年（フ）第１２２３号**
東京都東久留米市柳窪１丁目２番15号ヴィラ近藤202号
債務者　吉良　静香
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第２４６３号**
神奈川県藤沢市円行1869番地　サンハイツ湘南101号室
債務者　蒲山　幸広
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

## 破産手続廃止

**平成２９年（フ）第８９０号**
東京都江戸川区西小岩１丁目27番23号　スリーハイツ301、開始決定時の住所千葉県船橋市前貝塚町476番地４　シャルム壱番館105号
破産者　髙橋　佳希
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第９９５号**
千葉県八千代市大和田新田８番地１　ハイツエノサワＢ棟106号
破産者　田村　貴浩
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第２５９号**
千葉県船橋市南三咲４丁目14番20号
破産者　高橋　政道
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第５１２号**
千葉市中央区富士見２丁目13番１号第２山崎ビル別棟
破産者　株式会社ｈａｎｏｈａｎｏ
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第５１３号**
静岡県賀茂郡南伊豆町入間2383番地の１　伊豆下田カントリークラブ　ホテルサープロモント、申立時の住所千葉市中央区都町１丁目９番46号　アーバンレア302号
破産者　羽野　祐一
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第９４５号**
千葉県習志野市鷺沼台１丁目10番31号　リヴェールⅡ101号
破産者　畑中　博文
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１０１１号**
千葉市稲毛区山王町380番地５　クレストコート山王104号
破産者　松井　麻美
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１０９１号**
千葉県浦安市東野１丁目23番12―102号　パレドールイースト
破産者　佐々木　翠（旧姓山之内）
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第７号**
千葉県茂原市八千代３丁目７番13号
破産者　株式会社Ｂ－ＴＹＰＥ
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２９年（フ）第６０号**
千葉県茂原市高師96番地１
破産者　佐藤　健一
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２９年（フ）第６８号**
千葉県長生郡白子町幸治3712番地７、開始決定時の住所千葉県茂原市粟生野2892番地13
破産者　今井　美江
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２８年（フ）第３５９号**
茨城県鉾田市台濁沢1065番地１
破産者　オーシャンロッジ株式会社
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

**平成２９年（フ）第２３６号**
栃木県宇都宮市大曽５丁目３番45号
破産者　田仲　恭子
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２９年（フ）第２５６号**
栃木県那須郡那須町大字高久丙3245番地58　中山方
破産者　小杉　　浩
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２９年（フ）第３６２号**
栃木県那須塩原市大原間145番地　ニッケンアパート10号、前住所神奈川県横浜市南区中村町５丁目319番地12
破産者　阿部　國夫
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２９年（フ）第１２号**
群馬県みどり市大間々町大間々739番地10
破産者　大間々運送株式会社
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部